

地方独立行政法人法改正について

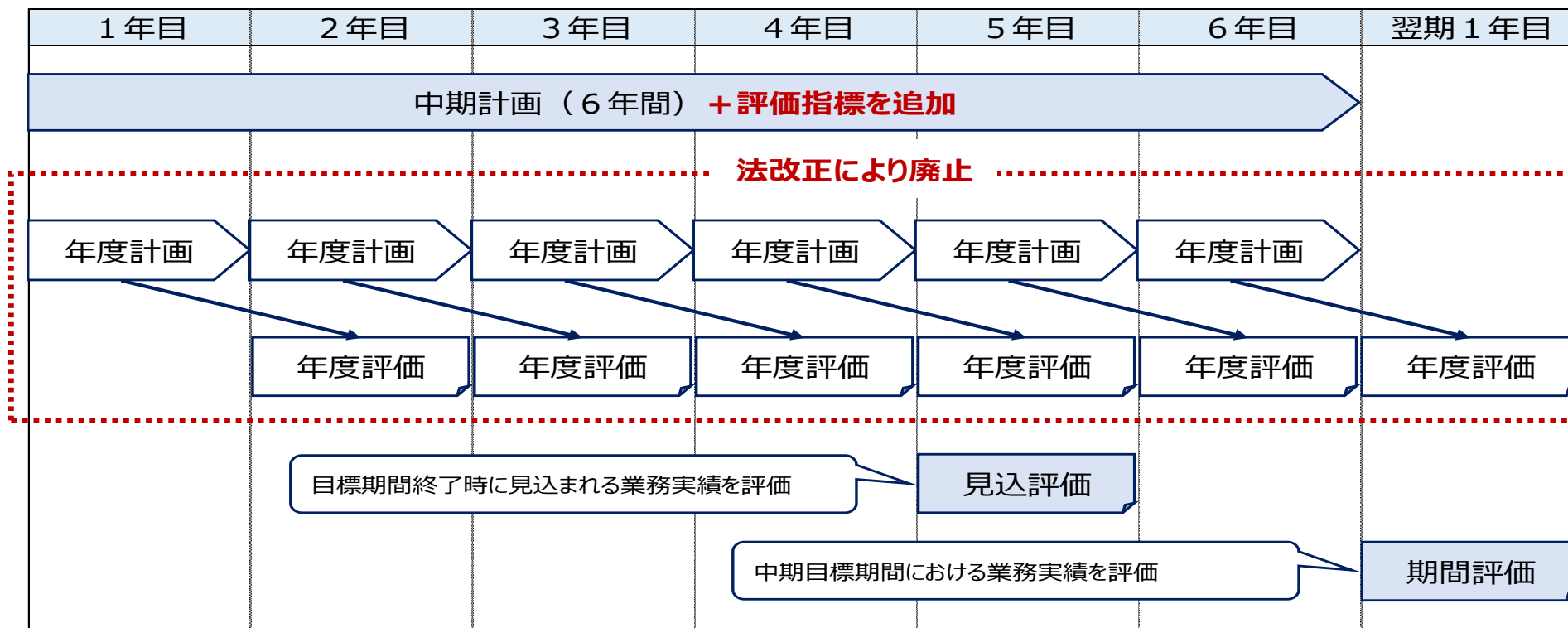
○ 第13次地方分権一括法（地方独立行政法人法の一部改正） 令和5年6月16日 公布・施行日

- 【概要】：① **年度計画及び年度評価を廃止**
 ② 中期計画で定める事項に **評価指標を追加**

【趣旨】： **計画・評価に係る業務負担の軽減により、公立大学本来の役割を一層発揮**

【経過措置】： 法施行日に中期計画で評価指標を定めているときは、施行日の翌事業年度から適用【附則§3 IV】

➤ 都の法人は第四期中期計画で評価指標を定めているため、**R6年度計画**及び**R6年度実施の年度評価**から適用



6年間で、
 計画は 7 → **1**
 評価は 8 → **2**

公立大学法人の年度ごとのPDCA（法改正後）

- 地方自治法に基づく経営状況報告、地方独立行政法人法に基づく財務諸表の承認等の手続きは引き続き行うこととなるが、都民への情報公表が大幅に減少、PDCAのうち第三者の視点を活かしたチェック（C）やアクション（A）のプロセスがなくなる

